

ゆきぐに大和病院の在り方【提言】

2 ゆきぐに大和病院の在り方

今ある医療資源をフル活用

- 新潟県との約束である、ゆきぐに大和病院の南棟の解体
⇒駐車場に変更、合わせて必要な施設改修
- 健友館の維持
⇒他地域から利用者呼び、赤字部分の補填を行うことのできる健診施設
- 萌気園浦佐診療所との在宅連携
⇒地域包括ケア入院医療管理料のベッド割合を段階的に増
- 介護医療院も政策的には必要。サービス付き高齢者住宅や、看護小規模多機能型居宅介護も選択肢として検討

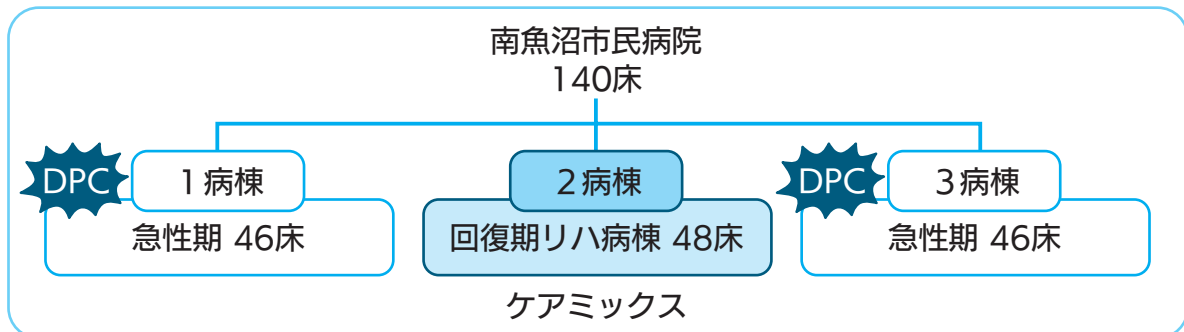
地域医療介護
総合確保基金の
活用を要請

南魚沼市民病院・城内診療所の在り方【提言】

3 南魚沼市民病院の在り方

経営の改善と安定化に向けた取り組み

- ①医師確保（前述）
- ②診療科の選択と集中⇒現設備の活用（手術室・心カテ室）
 - ・寄附講座特命教授は循環器
- ③地域連携
 - ・魚沼基幹病院の補完
 - ・湯沢、十日町、津南、小出、分野によっては長岡
- ④DPC（Diagnosis Procedure Combination：診断群分類包括評価）採用への参画



- ⑤高額医療機器の保守契約の変更、医薬品などの他の医療機関との共同購入の検討

4 城内診療所の在り方

- 平成23年4月に病院事業会計から切り離し、特別会計を設置
- 病院事業会計の中に組み入れるとともに、地域住民の交通手段の確保を図りつつ、市民病院への統合も視野に入れた検討

5 その他

平成27年3月新公立病院改革ガイドライン

「地方公営企業法の全部適用によって所期の効果が達成されない場合には地方独立行政法人化など更なる経営の見直しに直ちに取り組むこと」



- 地方独立行政法人化（非公務員型）もしくは指定管理者制度の導入を求めている
- 地方独立行政法人化は地方独立行政法人へ病院の開設者が変更になるが、指定管理は病院の開設者はあくまで南魚沼市